

図書館活動相互協力に関する協定書

中津川市（以下「甲」という。）と中京学院大学（以下「乙」という。）は、中津川市立図書館及び中京学院大学図書メディアセンターの相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、中津川市立図書館と中京学院大学図書メディアセンターにおける図書館活動に関し、それぞれが所蔵する情報資料の有効活用を図るとともに、両館利用者へのサービス向上及び生涯学習活動の推進と地域づくりに貢献するために相互協力を努めることを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は、次に掲げるものとする。

- （1）図書館資料の相互貸借に関する事項
- （2）参考調査に関する事項
- （3）図書館資料の相互分担保存に関する事項
- （4）その他両館の協力に関する事項

（実施要領の制定）

第3条 この協定は、別に定める実施要領により実施するものとする。

（規則等の遵守）

第4条 この協定の実施に当たっては、甲乙それぞれが定める規則等を尊重するものとする。

（適用日）

第5条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

（その他の事項）

第6条 この協定書に定めのない事項又は各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して

定めるものとする。

上記のとおり、協定の成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

平成 23 年 3 月 23 日

甲 中津川市かやの木町 2 番 1 号
中津川市役所

中津川市長 大山 耕二

乙 中津川市千旦林 1 番地 104
中京学院大学

学 長 高嶋 芳男